

資料 1

施策等の案の概要

1 概要

現在、本市の行う事務事業のうち、以下に該当するものについては、市本庁舎北側入口横の掲示板に貼付することによって周知を行っています。

(1) 法令等の規定において市庁舎の掲示板に掲示しなければならないと定められているもの

(2) 広く市民の皆さんに周知する必要があると認められるもの

(3) 市の定める条例、規則や各機関の定める規程の公布及び公表

今回、法令等の改正動向等を受け、上記のうち(2)及び(3)については市ホームページ上に電子掲示板を設け、原則、電子掲示板にデータを添付することによって行う方法に移行します。

また、上記のうち(1)についても、法令等の改正によって電子掲示板への移行が可能になった場合は、順次移行します。

2 変更時期

令和8年6月1日（月）（予定）

3 変更まとめ

区分	掲示板	電子掲示板
(1) 法令等の規定において市庁舎の掲示板に掲示しなければならないと定められているもの	必ず掲示する。	積極的に活用する。
(2) 広く市民の皆さんに周知する必要があると認められるもの	必要に応じて活用する。	必ず掲示する。
(3) 市の定める条例、規則や各機関の定める規程の公布及び公表	必要に応じて活用する。	必ず掲示する。

4 変更の趣旨、背景等

別紙資料2「趣旨、目的及び背景」のとおり。